

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局老人保健課

## 介護保険最新情報

### 今回の内容

「介護情報基盤ポータル」の機能追加及び介護事業所等  
への支援策について  
計6枚（本紙を除く）

Vol.1428

令和7年10月17日

厚生労働省老健局老人保健課

【貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう  
よろしくお願いいたします。】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線3944、3945）  
FAX：03-3595-4010

事 務 連 絡  
令和7年10月17日

都道府県介護保険担当課（室）  
各 市町村介護保険担当課（室） 御中  
介 護 保 険 関 係 団 体

厚生労働省老健局老 人 保 健 課  
介護保険計画課

### 「介護情報基盤ポータル」の機能追加及び介護事業所等への支援策について

介護保険行政の円滑な実施につきまして、日頃からご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

介護情報基盤に関する関係者への情報提供に関しては、公益社団法人国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）が設置する介護情報基盤のポータルサイト（以下「介護情報基盤ポータル」という。）において行っているところです。また、介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援について、介護事業所や医療機関からの申請は、介護情報基盤ポータル経由で受け付け、国保中央会経由で補助を実施する予定とお知らせしておりました。

今般、下記のとおり、介護情報基盤ポータルにおいて新たな機能が追加されるとともに、各介護事業所等に対する助成金の申請受付が開始されましたので、お知らせします。都道府県及び市町村におかれましては、内容についてご了知の上、添付の資料等を活用し、貴管内の介護事業所等に対して周知をお願いいたします。また、都道府県におかれましては、貴管内の広域連合及び関係する一部事務組合に対しての周知もお願いいたします。加えて、介護保険関係団体におかれましては、会員事業所への周知についてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 介護情報基盤ポータルの機能の追加について

○ 介護情報基盤ポータルにおいて、以下の機能が新たに追加されています。

- ① 介護事業所や医療機関のユーザ登録機能（マイページ）
- ② 各市町村の介護情報基盤への対応状況

各市町村の介護情報基盤への対応状況の公開が開始されました。掲載される情報については、今後、随時更新・拡充される予定です。

- ③ 助成金申請機能

「介護情報基盤の今後のスケジュール、介護情報基盤活用のための介護事業所等への支援及び介護情報基盤とケアプランデータ連携システムの統合について」（令和7年7月22日付け厚生労働省老健局老人保健課、介護保険計画課、高齢者支援課事務連絡）においてお知らせした介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援が開始され、介護事業所や医療機関に対し、介護情報基盤の導入に係る費用について助成金を交付することとしました。詳細については、介護情報基盤ポータルをご確認ください。

④ 電話・チャットボットによるお問い合わせ機能

これまでのフォームでのお問い合わせに加え、電話やチャットボットによるお問い合わせ等も可能となりました。

- 各介護事業所や医療機関が助成金の申請を行うためには、上記の「ユーザ登録」を行う必要があります。
- 各保険者においてもマイページを活用可能であり、そのためのアカウント情報（ユーザ ID・パスワード）は、本年 11 月以降に、国保中央会からメールにてご連絡いたします。
- 上記の助成金の申請を受け付ける期間は、令和 7 年 10 月 17 日から令和 8 年 3 月 13 日（予定）までとなっています。

## 2. お問い合わせについて

- 介護事業所及び医療機関への支援策を含め、介護情報基盤に関するお問い合わせがございましたら、「[介護情報基盤ポータルサイト](#)」内のお問い合わせフォームからご連絡ください。

### 【送付物一覧】

- ・別添 1：介護情報基盤の活用のための助成金申請開始のお知らせ
- ・別添 2：介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援（概要）（令和 7 年 7 月 22 日付け事務連絡別添 7 一部修正）

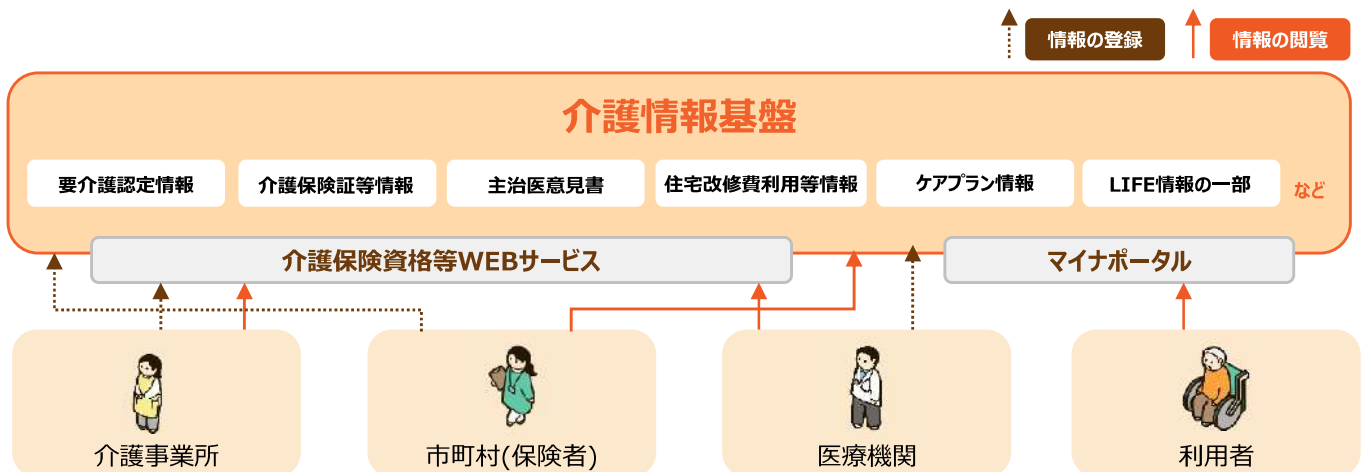
# 助成金の手続きもご相談も、ここですぐ！ 介護情報基盤ポータル、アップデート

介護に関わる情報を集約し、ひとつにつなげる仕組み、介護情報基盤。  
その活用をサポートする「**介護情報基盤ポータル**」が、新機能を加えてアップデートしました。  
申請・お問い合わせ・情報確認がポータルで完結できるように進化しています！



## 介護情報基盤とは？

これまで分散していた介護に関する情報をサービス間で共有できる仕組みです。  
事業所・市町村(保険者)・医療機関・利用者といった、介護に関わる方々の連携を強めます。  
現場負担を減らし、より働きやすい環境を実現します。



## ポータルサイトのご紹介

介護情報基盤をご利用いただくための窓口となるサービスです。  
各種の情報発信などに加えて、今回、下記の機能が追加されました。

1

### マイページ情報

ユーザの情報や各種申請情報を管理できる機能を拡充しました。

2

### 市町村対応状況

各市町村の対応状況の公開を開始しました。  
今後、掲載情報を随時更新・拡充していく予定です。

3

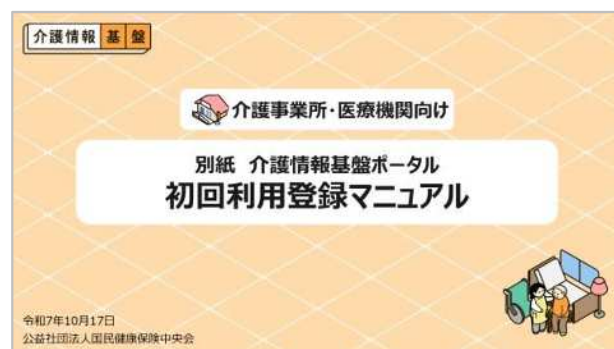
### 助成金申請

導入に関する助成金がオンラインで申請できるようになりました。

4

### 電話・チャットのサポート

フォームでのお問い合わせに加え、電話・チャットへの案内を追加しました。



介護情報基盤ポータル

検索



マイページを初めてご利用の方は[初回利用登録マニュアル](#)をご確認ください。  
そのほか、導入から助成金申請までをサポートする各種マニュアル・手順書を豊富にご用意しています。  
詳しくは[各種資料ページ](#)よりご確認ください。

## 助成金のご案内

介護事業所や医療機関には、導入に関する助成金をご用意しております。

申請は「[介護情報基盤ポータル](#)」の「各種申請」から行えます。

助成限度額や申請期間等、詳しくはポータルサイトをご確認ください。



### 介護事業所・医療機関 (介護サービス提供医療機関)

カードリーダーの  
購入経費



介護情報基盤との  
接続サポート等経費



### 医療機関 (主治医意見書作成医療機関)

主治医意見書の  
電子的送信機能の  
追加経費



**申請期間：令和7年10月17日(金)～令和8年3月13日(金)予定**

## お問い合わせ

介護情報基盤に関するお問い合わせは、「[介護情報基盤ポータル](#)」の「お問い合わせ」よりご連絡ください。

チャット、問い合わせフォーム、電話でのご案内を用意しております。

介護事業所・医療機関（介護サービス提供医療機関）向け支援

（注）消費税分（10%）も助成対象であり、下記の助成限度額は、消費税分を含む費用額となります。

1. 助成対象経費

①カードリーダーの購入経費      ②介護情報基盤との接続サポート等経費（※）

※ 介護事業所等が介護保険資格確認等WEBサービスを利用する際に必要となるクライアント証明書等の搭載等の端末設定について、技術的支援を受ける場合に要する経費。（なお、介護WEBサービスで主治医意見書を作成・送信する介護事業所や医療機関は、介護WEBサービスの利用に必要となる端末設定のみで主治医意見書の電子的送信が可能となる。）

2. 助成限度額等

| 1. 対象（介護サービス種別） | 2. カードリーダーの助成限度台数 | 3. 助成限度額（①②を合算した限度額） |
|-----------------|-------------------|----------------------|
| 訪問・通所・短期滞在系     | 3台まで              | 助成限度額は6.4万円まで        |
| 居住・入所系          | 2台まで              | 助成限度額は5.5万円まで        |
| その他             | 1台まで              | 助成限度額は4.2万円まで        |

※ ①・②について、同一事業所で複数のサービスを提供する場合には、介護サービス種別に応じた助成限度額の合計を助成限度額とすることができます。

医療機関（主治医意見書作成医療機関）向け支援

1. 助成対象経費

主治医意見書の電子的送信機能の追加経費（※）

※ 保険医療機関において、主治医意見書をオンライン資格確認等システムに接続する回線及び介護情報基盤経由で電子的に送信するために必要となる電子カルテや文書作成ソフト等の改修に係る経費。

2. 助成限度額等

| 1. 対象           | 2. 補助率 | 3. 助成限度額       |
|-----------------|--------|----------------|
| 200床以上の病院       | 1 / 2  | 助成限度額は55万円まで   |
| 199床以下の病院または診療所 | 3 / 4  | 助成限度額は39.8万円まで |

申請・補助方法

国民健康保険中央会のポータルサイト経由で申請受付し、国民健康保険中央会経由での補助を実施します。